

特定社債保証制度の改正について

中小企業者の直接金融による資金調達を拡大するため、特定社債保証制度の適債基準を緩和しましたのでお知らせします。

1 改正内容

(1)適債基準の緩和

純資産額の下限を「1億円」から「5千万円」に引き下げる。

(2)登録債に係る定めを削る。

2 実施日

平成21年5月11日

3 様式の改正

上記の改正に伴い、様式1～3の該当箇所を改正する。

〈経過措置〉

様式の改正は、5月31日保証申込受付分まで次のとおり取り扱うこととする。

(1)様式1及び3

①現行の適債基準を満たす者からの申込み

現行様式を利用することができる。

②本改正により新たに適債基準を満たす者からの申込み

現行様式の適債基準及び資格要件 純資産額欄の「1億円」に二重線を引き、「5千万円」と訂正を加え、利用することができる。

なお、訂正印は不要とする。

(2)様式2

上記①及び②の者からの申込みともに現行様式を利用することができる。